

第74回国民体育大会 下妻市実行委員会

第2回常任委員会



日時 平成31年4月11日(木) 午前11時

会場 下妻市役所 本庁舎 中会議室

第74回国民体育大会下妻市実行委員会 第2回常任委員会（目次）

【報告事項】

- 報告第1号 第74回国民体育大会下妻市実行委員会常任委員会委員の変更・・・P2
報告第2号 平成31年度収支予算（案）のうち会長が専決処分する予算・・・P3

【審議事項】

- 議案第1号 第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項の一部改正・・・P5
議案第2号 第74回国民体育大会下妻市売店募集要領の一部改正・・・P12
議案第3号 第74回国民体育大会下妻市輸送計画（案）の策定・・・P18
議案第4号 第74回国民体育大会下妻市警備員配置計画（案）の策定・・・P22
議案第5号 平成30年度事業報告・・・P24
議案第6号 平成30年度収支決算・・・P33
議案第7号 平成31年度事業計画（案）・・・P35
議案第8号 平成31年度収支予算（案）・・・P37

- 参考資料1 第74回国民体育大会下妻市実行委員会会則・・・P39
参考資料2 第74回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会規程・・・P43
参考資料3 第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画・・・P45
参考資料4 第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項・・・P50
参考資料5 第74回国民体育大会下妻市売店募集要領・・・P61
参考資料6 第74回国民体育大会下妻市輸送交通業務実施要項・・・P65
参考資料7 第74回国民体育大会下妻市警備・消防防災業務実施要項・・・P68
参考資料8 第74回国民体育大会下妻市実行委員会常任委員会委員名簿・・・P70

第74回国民体育大会下妻市実行委員会
第2回常任委員会

報 告 事 項

報告第1号

第74回国民体育大会下妻市実行委員会常任委員会委員の変更

○常任委員

(敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者	就任年月日
下妻市副市長	齋藤 章	野中 周一	平成31年4月1日
下妻警察署長	富澤 実	福地 健一郎	平成31年3月26日
下妻消防署長	外山 繁	上原 孝一	平成31年4月1日
下妻市校長会会長	猪野木 雅明	鈴木 悟	平成31年4月3日
株式会社ふれあい下妻総務部長	大塚 富美男	松本 知明	平成30年6月28日
下妻市保健福祉部長	寺田 武司	折原 嘉行	平成31年4月1日
下妻市建設部長	渡辺 尚	神郡 健夫	平成31年4月1日

報告第2号

平成31年度収支予算（案）のうち会長が専決処分する予算

平成31年度収支予算（案）のうち会長が専決処分する予算については、次のとおりとする。

I 収入

(単位：円)

科目	本年度予算額	うち専決処分する 暫定予算額		説明
1 負担金	111,523,000	52,572,343		下妻市負担金、E ボート参加負担金
2 繰越金	16,079,960	709,657		前年度より
3 雑収入	200,040	15,000		協賛等
合計	127,803,000	53,297,000		

II 支出

(単位：円)

科目	本年度予算額	うち専決処分する 暫定予算額		説明
1 総務費	1,242,000	55,000		
1 会議費	703,000	25,000		総会、常任委員会開催経費
2 事務局費	539,000	30,000		事務局運営費
2 開催推進費	909,000	30,000		
1 開催準備費	44,000	0		
2 広報啓発費	865,000	30,000		広報啓発品リース代
3 正式競技運営費	124,459,000	53,212,000		
1 ソフトボール競技会運営費	124,459,000	53,212,000		会場設営委託
4 デモンストラーションスポーツ運営費	1,093,000	0		
1 E ボート競技運営費	1,093,000	0		
5 予備費	100,000	0		
1 予備費	100,000	0		
合計	127,803,000	53,297,000		

第74回国民体育大会下妻市実行委員会

第2回常任委員会

審 議 事 項

議案第1号

第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項の一部改正について

第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成31年4月11日提出

第74回国民体育大会下妻市実行委員会
常任委員会委員長 菊池博

第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項の一部を改正する要項

第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項の一部を次のように改正する。

6 経費の負担の項中「出店料」を「登録料」に改める。

7 販売品目の項第1号中「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に改める。

8 出店者条件の項第1号中「下妻市内」を「茨城県内」に、「過去」を「過去3年以内」に、「観光物産品又は飲食物」を「又は観光物産品」に、「前3に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、第2号中「・競技開催期間中、継続して出店することができること。」を削る。

11 出店者の選定の項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 競技開催期間中、継続して出店することができる者

13 出店許可証の交付の項中「出店料」を「登録料」に改める。

16 禁止事項の項第7号中「火器」を「火気」に改める。

様式第1号中

「④ 営業に関する許可書等の写し（第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項第8項第2号2）

⑤ 申請者の本人確認書類（免許証、パスポートの写しなど顔写真付のもの）

※法人格を有する団体の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本でも可とする。」

「 ④ 営業に関する許可書等の写し(第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項第8項第2号1)

⑤ 申請者の本人確認書類(免許証、パスポートの写しなど顔写真付のもの)

※法人格を有する団体の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本に改める。
でも可とする。

⑥ 過去3年以内の国体における出店実績を証する書類(第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項第8項第1号2に該当する場合)

付 則

この要項は、平成31年4月 日から施行する。

第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項 新旧対照表

旧	新
<p>6 経費の負担</p> <p>(1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。</p> <p>(2) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費相当分として、実行委員会が別に定める出店料を負担する。ただし、実行委員会が特に認められた者は、この限りでない。</p> <p>(3) 既納の出店料は還付しない。ただし、実行委員会が特に必要があるとき、この限りではない。</p> <p>7 販売品目</p> <p>売店における販売品目は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 国体関連グッズ</p> <p>国民体育大会標章又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会のマスケット「いばらッキー」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本体育協会 又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会の使用承認を受けているもの</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>6 経費の負担</p> <p>(1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。</p> <p>(2) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費相当分として、実行委員会が別に定める登録料を負担する。ただし、実行委員会が特に認められた者は、この限りでない。</p> <p>(3) 既納の登録料は還付しない。ただし、実行委員会が特に必要があるときは、この限りではない。</p> <p>7 販売品目</p> <p>売店における販売品目は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 国体関連グッズ</p> <p>国民体育大会標章又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会のマスケット「いばらッキー」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会の使用承認を受けているもの</p> <p>(2)～(6) 略</p>

旧	新
<p>8 出店者条件</p> <p>売店の出店者は、原則として(1)及び(2)のいずれにも該当するもので、実行委員会が適当と認めたとする。</p> <p>(1) 次の条件のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時に1年以上<u>下妻市内</u>に店舗を有して営業を継続している者 ・ <u>過去</u> の国体において出店実績がある者 ・ 国体関連グッズ、<u>観光物産品</u>又は<u>飲食物</u>に係る関係団体等 ・ <u>前3</u>に掲げるもののほか、<u>実行委員会</u>が認めた者 <p>(2) 次の条件のすべてに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>競技開催期間中</u>、<u>継続して出店</u>することができること。 ・ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。 ・ 法令等に違反して、過去1年間処分を受けていないこと。 ・ 飲食物販売の出店者については、過去1年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。 ・ 出店申請書の提出日時点において租税の滞納がないこと。 ・ 下妻市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に規定 	<p>8 出店者条件</p> <p>売店の出店者は、原則として(1)及び(2)のいずれにも該当するもので、実行委員会が適当と認めたとする。</p> <p>(1) 次の条件のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時に1年以上<u>茨城県内</u>に店舗を有して営業を継続している者 ・ <u>過去3</u>年以内の国体において出店実績がある者 ・ 国体関連グッズ又は<u>観光物産品</u>に係る関係団体等 ・ <u>その他</u> <u>実行委員会</u>が認めた者 <p>(2) 次の条件のすべてに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。 ・ 法令等に違反して、過去1年間処分を受けていないこと。 ・ 飲食物販売の出店者については、過去1年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。 ・ 出店申請書の提出日時点において租税の滞納がないこと。 ・ 下妻市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に規定

旧	新
<p>する暴力団員等でないこと。また、販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。</p> <p>1 1 出店者の選定</p> <p>実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認められた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をした者を優先して選定することができる。</p> <p>(1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体</p> <p>(2) 社会福祉施設又は社会福祉法人</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認められた者</p> <p>1 3 出店許可証の交付</p> <p>実行委員会は、出店者として選考した者に対し、<u>出店料</u>の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第5号）を交付するものとする。</p>	<p>する暴力団員等でないこと。また、販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。</p> <p>1 1 出店者の選定</p> <p>実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認められた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をした者を優先して選定することができる。</p> <p>(1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体</p> <p>(2) 社会福祉施設又は社会福祉法人</p> <p>(3) <u>競技開催期間中、継続して出店することができる者</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認められた者</p> <p>1 3 出店許可証の交付</p> <p>実行委員会は、出店者として選考した者に対し、<u>登録料</u>の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第5号）を交付するものとする。</p>

旧	新
<p>1 6 禁止事項</p> <p>出店者及び販売員等は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>火器</u>を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りではない。</p> <p>(8) 略</p> <p>(様式第 1 号)</p>	<p>1 6 禁止事項</p> <p>出店者及び販売員等は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>火気</u>を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りではない。</p> <p>(8) 略</p> <p>(様式第 1 号)</p>

旧

年 月 日

第74回国民体育大会下妻市実行委員会
会長 様

住 所
商号又は名称
(ふりがな)
代表者氏名
電話番号

印

出 店 申 請 書

いきいき茨城ゆめ国体において、下妻市実行委員会が運営する会場内に、売店を出店したいので、第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項第10項の規定に基づき申請します。

1 希望内容

希望 順位	出店会場名	出店ブース数	出店日	備考
1		ブース		
2		ブース		
3		ブース		
4		ブース		
5		ブース		

2 添付書類

- ① 出店概要書 (様式第2号)
 - ② 売店従事者及び搬入車両予定表 (様式第3号)
 - ③ 誓約書兼承諾書 (様式第4号)
 - ④ 営業に関する許可書等の写し (第74回国民体育大会下妻市初年度運営要項第8項第2号2)
 - ⑤ 申請者の本人確認書類 (免許証、パスポートの写しなど顔写真付のもの)
- ※法人格を有する団体の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本でも可とする。

※標記の申請に際してご記入及びご提出いただいた個人情報は、いきいき茨城ゆめ国体における下妻市競技会場の売店に関する事務以外には一切使用しません。

新

年 月 日

第74回国民体育大会下妻市実行委員会
会長 様

住 所
商号又は名称
(ふりがな)
代表者氏名
電話番号

印

出 店 申 請 書

いきいき茨城ゆめ国体において、下妻市実行委員会が運営する会場内に、売店を出店したいので、第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項第10項の規定に基づき申請します。

1 希望内容

希望 順位	出店会場名	出店ブース数	出店日	備考
1		ブース		
2		ブース		
3		ブース		
4		ブース		
5		ブース		

2 添付書類

- ① 出店概要書 (様式第2号)
 - ② 売店従事者及び搬入車両予定表 (様式第3号)
 - ③ 誓約書兼承諾書 (様式第4号)
 - ④ 営業に関する許可書等の写し (第74回国民体育大会下妻市初年度運営要項第8項第2号1)
 - ⑤ 申請者の本人確認書類 (免許証、パスポートの写しなど顔写真付のもの)
- ※法人格を有する団体の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本でも可とする。
- ⑥ 過去3年以内の国体における出店実績を証する書類 (第74回国民体育大会下妻市初年度運営要項第8項第1号2に該当する場合)

※標記の申請に際してご記入及びご提出いただいた個人情報、いきいき茨城ゆめ国体における下妻市競技会場の売店に関する事務以外には一切使用しません。

議案第 2 号

第 7 4 回国民体育大会下妻市売店募集要領の一部改正について

第 7 4 回国民体育大会下妻市売店募集要領の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 3 1 年 4 月 1 1 日提出

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会

常任委員会委員長 菊 池 博

第 7 4 回国民体育大会下妻市売店募集要領の一部を改正する要項

第 7 4 回国民体育大会下妻市売店募集要領の一部を次のように改正する。

2 対象となる競技会場及び日程の項の表中

「	柳原球場	
	千代川運動公園野球場	を
	千代川中学校グラウンド	」
「	柳原球場	
	千代川運動公園野球場・千代川中学校グラウンド	」 に改める。

4 会場設備の項に次の 1 文を加える。

※ 実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、区画内に必ず消火器を設置すること。

5 出店料の項中「出店料」を「登録料」に改め、「1 日」を削る。

6 販売品目の項第 1 号中「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に改める。

7 出店者基準及び条件の項第 1 号中「下妻市内」を「茨城県内」に、「過去」を「過去 3 年以内」に、「、観光物産品又は飲食物」を「又は観光物産品」に、「前 3 号に掲げるもののほか、」を「その他」に改める。

8 出店者の選定の項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を第 4 号とし、第

2号の次に次の1号を加える。

(3) 競技開催期間中、継続して出店することができる者

10 応募方法の項中「平成31年 月 日()までに」を「2019年5月31日(金)までに」に、「平成31年 月 日()必着」を「2019年6月3日(月)必着」に改める。

11 その他の項中「 頃に決定通知書を送付」を「6月下旬頃に決定通知書を送付」に、「 頃に説明会を開催」を「8月頃に説明会を開催」に改める。

付 則

この要項は、平成31年4月 日から施行する。

第74回国民体育大会下妻市売店募集要領 新旧対照表

旧		新														
2	対象となる競技会場及び日程	2	対象となる競技会場及び日程													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会場</th> <th>日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂沼球場</td> <td rowspan="4">2019年9月29日(日)～10月1日(火)</td> </tr> <tr> <td>柳原球場</td> </tr> <tr> <td>千代川運動公園野球場</td> </tr> <tr> <td>千代川中学校グラウンド</td> </tr> </tbody> </table>	会場	日程	砂沼球場	2019年9月29日(日)～10月1日(火)	柳原球場	千代川運動公園野球場	千代川中学校グラウンド	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会場</th> <th>日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂沼球場</td> <td rowspan="4">2019年9月29日(日)～10月1日(火)</td> </tr> <tr> <td>柳原球場</td> </tr> <tr> <td>千代川運動公園野球場・</td> </tr> <tr> <td>千代川中学校グラウンド</td> </tr> </tbody> </table>	会場	日程	砂沼球場	2019年9月29日(日)～10月1日(火)	柳原球場	千代川運動公園野球場・	千代川中学校グラウンド
会場	日程															
砂沼球場	2019年9月29日(日)～10月1日(火)															
柳原球場																
千代川運動公園野球場																
千代川中学校グラウンド																
会場	日程															
砂沼球場	2019年9月29日(日)～10月1日(火)															
柳原球場																
千代川運動公園野球場・																
千代川中学校グラウンド																
4	会場設備	4	会場設備													
	<p>実行委員会が売店を設営する場所の1ブースあたりの設備等は、次のとおりとする。その他に必要な設備等がある場合は、実行委員会に報告の上、各出店者が準備する。</p> <p>(1) テント (2間×3間) 1張</p> <p>(2) 長机 (45cm×180cm) 6台</p> <p>(3) 椅子 (パイプ椅子) 4脚</p> <p>(4) 上記の備品以外に必要な物は、出店者が用意してください。</p> <p>※ 1出店者が2ブース以上又は1/2ブースでの利用を希望する場合は、実行委員会が出店状況を勘案して調整する。また、出店</p>	<p>実行委員会が売店を設営する場所の1ブースあたりの設備等は、次のとおりとする。その他に必要な設備等がある場合は、実行委員会に報告の上、各出店者が準備する。</p> <p>(1) テント (2間×3間) 1張</p> <p>(2) 長机 (45cm×180cm) 6台</p> <p>(3) 椅子 (パイプ椅子) 4脚</p> <p>(4) 上記の備品以外に必要な物は、出店者が用意してください。</p> <p>※ 1出店者が2ブース以上又は1/2ブースでの利用を希望する場合は、実行委員会が出店状況を勘案して調整する。また、出店</p>														

旧	新
<p>数は各会場で異なるので、実行委員会に確認する。</p> <p>※ <u>実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する</u> <u>出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をすること</u> <u>も</u> <u>に、区画内に必ず消火器を設置すること。</u></p> <p>5 <u>出店料</u></p> <p>1 ブース（2間×3間）<u>1</u>且あたりの<u>出店料</u>は、市内業者が3, 0 000円、市外業者が5, 000円とする。</p> <p>※ <u>納付された出店料</u>は特別の場合を除き還付しない。</p> <p>※ 行政関係等、県内の福祉施設、実行委員会が特に認めた場合は <u>出店料</u>を免除とする。</p> <p>6 販売品目</p> <p>(1) 国体関連グッズ</p> <p>国民体育大会標章又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城 ゆめ大会のマスコット「いばらッキー」を使用した商品で、そ れぞれ<u>公益財団法人日本体育協会</u>又はいきいき茨城ゆめ国 体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会の使用承認を受けている</p>	<p>数は各会場で異なるので、実行委員会に確認する。</p> <p>※ <u>実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する</u> <u>出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をすること</u> <u>も</u> <u>に、区画内に必ず消火器を設置すること。</u></p> <p>5 <u>登録料</u></p> <p>1 ブース（2間×3間）<u> </u>あたりの<u>登録料</u>は、市内業者が3, 0 000円、市外業者が5, 000円とする。</p> <p>※ <u>納付された登録料</u>は特別の場合を除き還付しない。</p> <p>※ 行政関係等、県内の福祉施設、実行委員会が特に認めた場合は <u>登録料</u>を免除とする。</p> <p>6 販売品目</p> <p>(1) 国体関連グッズ</p> <p>国民体育大会標章又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城 ゆめ大会のマスコット「いばらッキー」を使用した商品で、そ れぞれ<u>公益財団法人日本スポーツ協会</u>又はいきいき茨城ゆめ国 体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会の使用承認を受けている</p>

旧	新
<p>もの</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>7 出店者基準及び条件</p> <p>次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者で、実行委員会が適当と認められた者とする。</p> <p>(1) 次の条件のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時に1年以上<u>下妻市内</u>に店舗を有して営業を継続している者 ・ <u>過去</u>の国体において出店実績がある者 ・ <u>国体関連グッズ、観光物産品又は飲食物</u>に係る関係団体等 ・ <u>前3号に掲げるもののほか、実行委員会が認めた者</u> <p>(2) 略</p> <p>8 出店者の選定</p> <p>実行委員会において、第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項に基づいて審査する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をした者を優先して選定</p>	<p>もの</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>7 出店者基準及び条件</p> <p>次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者で、実行委員会が適当と認められた者とする。</p> <p>(1) 次の条件のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時に1年以上<u>茨城県内</u>に店舗を有して営業を継続している者 ・ <u>過去3年以内</u>の国体において出店実績がある者 ・ <u>国体関連グッズ又は観光物産品</u>に係る関係団体等 ・ <u>その他</u> <u>実行委員会が認めた者</u> <p>(2) 略</p> <p>8 出店者の選定</p> <p>実行委員会において、第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項に基づいて審査する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をした者を優先して選定</p>

旧	新
<p>することができる。</p> <p>(1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体</p> <p>(2) 社会福祉施設又は社会福祉法人</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者</p> <p>10 応募方法</p> <p>出店希望者は、所定の申請書（様式第1号～様式第4号）に必要な事項を記入、押印の上、本人確認書類を添付して、平成31年月日（ ）までに<u>実行委員会事務局</u>へ提出すること。※郵送の場合は、平成31年 月 日（ ）必着とする。</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 実行委員会が選定した者に対しては、____頃<u>に決定通知書を送付</u>します。また、____頃<u>に説明会を開催し、売店出店許可証（様式第5号）を交付</u>します。</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>することができる。</p> <p>(1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体</p> <p>(2) 社会福祉施設又は社会福祉法人</p> <p>(3) <u>競技開催期間中継続して出店</u>することができる者</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者</p> <p>10 応募方法</p> <p>出店希望者は、所定の申請書（様式第1号～様式第4号）に必要な事項を記入、押印の上、本人確認書類を添付して、<u>2019年5月31日（金）までに実行委員会事務局</u>へ提出すること。※郵送の場合は、<u>2019年6月3日（月）必着</u>とする。</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 実行委員会が選定した者に対しては、<u>6月下旬頃</u>に決定通知書を送付します。また、<u>8月頃</u>に説明会を開催し、売店出店許可証（様式第5号）を交付します。</p> <p>(2)～(6) 略</p>

議案第 3 号

第 7 4 回国民体育大会下妻市輸送計画（案）の策定

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則第 1 3 条 2 項の規定に基づき、輸送交通専門委員会への付託事項について、次のとおり報告があったので提案する。

平成 3 1 年 4 月 1 1 日

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会
常任委員会委員長 菊 池 博

第74回国民体育大会下妻市輸送計画（案）

1 目的

第74回国民体育大会の開催に際し、「第74回国民体育大会下妻市輸送交通業務実施要項」に基づき、輸送計画を作成し、輸送業務を円滑に行う。

2 定義

- (1) この計画において「自主移動」とは、持込車両・自家用車・公共交通機関等、自費による自主的な移動をいう。
- (2) この計画において「計画輸送」とは、第74回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が確保したバス・乗用車等による輸送業務をいう。
- (3) この計画において「大会参加者」とは、次に掲げる者とする。
 - ア 選手・監督
 - イ 競技役員
 - ウ 競技会係員、競技補助員、競技会補助員
 - エ 報道関係者、視察員

3 輸送

- (1) 選手・監督の輸送
原則、自主移動とするが、実行委員会が必要と認めた場合は計画輸送を実施する。
- (2) 競技役員等の輸送
原則、自主移動とするが、実行委員会が必要と認めた場合は計画輸送を実施する。
- (3) 競技会係員、競技補助員、競技会補助員の輸送
原則、自主移動とするが、実行委員会が必要と認めた場合は計画輸送を実施する。
- (4) 報道関係者、視察員の輸送
原則、自主移動とする。
- (5) 一般観覧者の輸送
原則、自主移動とする。ただし、パーク&バスライド指定の駐車場を利用する場合は、無料のシャトルバスによる計画輸送を実施する。

4 駐車場

- (1) 大会参加者及び一般観覧者の駐車場は、競技会場内に駐車可能なスペースが十分に確保できない場合や施設の立地等を考慮し、必要に応じて競技会場外に臨時駐車場を確保する。
- (2) 駐車場への誘導を円滑に行うため、大会関係車両等に対し必要に応じて駐車許可証を交付する。
- (3) 大会関係者及び一般観覧者が指定外の周辺駐車場等へ駐車することがないように、周知徹底を図る。

5 来会方法等の把握

競技団体と連携し、事前に選手・監督等の来会時における交通手段や宿泊施設等の把握に努める。

6 その他

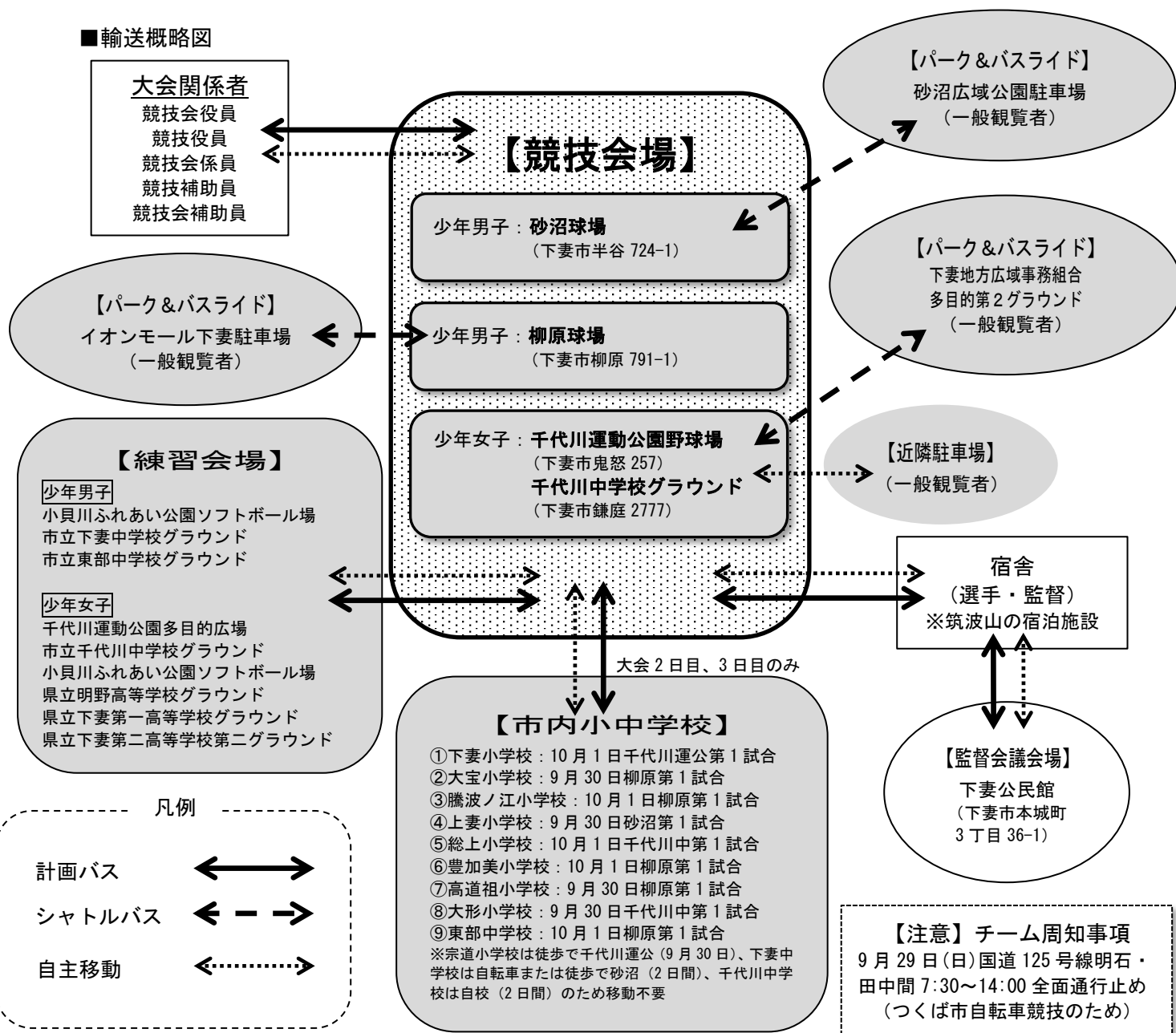
本計画に記載のない事項等については、必要に応じて関係機関と協議し決定する。

<参考>輸送概略・輸送概略図

■輸送概略

輸送対象	輸送・移動手段
選手・監督	自主移動または計画バス
大会関係者	
一般観覧者 (地域応援(大会1日目のみ)含む)	・砂沼球場は、砂沼広域公園駐車場からのシャトルバス ・柳原球場は、イオンモール下妻駐車場からのシャトルバス ・千代川会場は、近隣駐車場利用(近隣駐車場が満車となった場合に対応するため、下妻地方広域事務組合多目的第2グラウンドからシャトルバス運行)
児童生徒	(大会2日目、3日目のみ)市内小中学校と競技会場間を計画バス

■輸送概略図



議案第 4 号

第 7 4 回国民体育大会下妻市警備員配置計画（案）の策定

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則第 1 3 条 2 項の規定に基づき、輸送交通専門委員会への付託事項について、次のとおり報告があったので提案する。

平成 3 1 年 4 月 1 1 日

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会
常任委員会委員長 菊 池 博

第74回国民体育大会下妻市警備員配置計画（案）

1 目的

第74回国民体育大会の開催に際し、「第74回国民体育大会下妻市警備・消防防災業務実施要項」に基づき、警備員配置計画を作成し、警備業務を円滑に行う。

2 警備員配置対象

(1) 警備員配置対象施設

原則として、競技会場、駐車場（臨時駐車場を含む）及び周辺道路とする。

(2) 警備員配置期間

原則として、会場設営が完了した日から競技終了日までの必要な期間とする。

(3) 警備員配置時間

競技の実施に合わせ、別途定める。

3 警備員の業務

(1) 交通誘導警備

ア 競技会場の駐車場における指定車両の識別（駐車許可証等の確認）及び誘導

イ 競技会場周辺及び臨時駐車場における車両及び歩行者の整理並びに誘導

ウ 違法駐車防止及び排除

(2) 夜間警備

ア 競技会場内（施設・仮設物・備品・装飾物等）の火災及び盗難・損壊等の防止

イ 不審者及び不審物への警戒

ウ 事故発生時における関係機関等への通報

(3) 会場警備

ア 競技会場内における不審者及び不審物に対する警戒

イ 競技会場内における不審者及び不審物に対する認知または発見時における関係機関等への通報と適切な初動措置

ウ 写真等撮影禁止区域内での撮影者への対応（撮影規制区域等における撮影許可を受けていない者への対応も含む）

(4) その他

ア 事故発生時、緊急時における大会参加者への伝達及び関係機関等への通報

イ 大会参加者等の生命、身体及び財産を守るために必要な警備

ウ 警察及び消防活動への協力

4 その他

本計画に記載のない事項等については、必要に応じて関係機関と協議し決定する。

平成30年度事業報告

1 会議の開催

No.	会議名	期 日	内 容
1	第1回常任委員会	4月23日	専門委員会付託事項
2	第2回総会	5月14日	平成29年度事業報告・収支決算、平成30年度事業計画・収支予算
3	リハーサル大会運営に係る検証会議	11月7日	リハーサル大会を踏まえた国体開催の運営に係る課題の検証
4	第2回輸送交通専門委員会	H31年 3月28日	輸送計画・警備員配置計画の審議

2 先催地の開催状況調査

No.	事業名	期 日	場 所
1	日本ソフトボール評議員会	6月10日	東京都品川区「品川プリンスホテル」
2	第73回国民体育大会（福井しあわせ元気国体）組合せ抽選会視察	9月8日	東京都渋谷区「岸記念体育会館」
3	第73回国民体育大会（福井しあわせ元気国体）視察	9月28日～ 10月3日	福井県（越前市、永平寺町、福井市、敦賀市等）
4	福井県永平寺町開催競技事業概要説明会	12月20日～ 21日	福井県永平寺町
5	福井県越前市開催競技事業概要説明会（ソフトボール競技は全種別合同）	H31年1月 17日～18日	福井県越前市

3 広報啓発活動

(1) イベントによる広報

No.	イベント名	期 日	場 所
1	ピアスパーク春の感謝祭	5月3日～5日	ピアスパークしもつま
2	500日前イベントみんな de スポーツ	5月20日	笠松運動公園
3	鬼怒川流域交流Eボート大会・花とふれあいまつり	5月20日	鬼怒川大形橋上流左岸
4	下妻まつりスポーツパーク2018	8月4日	Waiwai ドームしもつま
5	市内小学校運動会ほか学校行事	9月27日ほか	大宝小、総上小、豊加美小、大形小
6	下妻市文化祭	11月2日～4日	下妻市総合体育館
7	砂沼マラソン大会	11月18日	砂沼広域公園
8	障がい者スポーツを通しての健康づくり交流会	11月24日	下妻市総合体育館
9	新春歩け歩け大会	H31年1月3日	Waiwai ドームしもつま
10	新春のつどい	1月16日	八幡屋
11	ビックカメラ女子ソフトボール高崎ソフトボール教室	1月27日	千代川運動公園野球場

12	大宝八幡宮節分祭	2月3日	大宝八幡宮
13	国体県西地区200日前イベント	3月16日～ 17日	イオンモール下妻

(2) 広報啓発用品の製作、配布

No.	製作物品名	製作・配布数	配布先等
1	缶バッジ	3,000個	ビアスパーク春の感謝祭、花とふれあいまつり、国体県西地区200日前イベントほか各種イベント
2	卓上ミニのぼり	300本	庁内窓口、市内各校、大型店舗及び金融機関ほか
3	ポケットティッシュ	3,000個	各種イベント
4	軍手	200双	各種イベント
5	シール	2,500枚	各種イベント
6	リハーサル大会ポスター	100枚	庁内窓口、市内各校、大型店舗及び金融機関ほか
7	歓迎のぼり旗	500枚	砂沼マラソン

(3) 掲示による広報

No.	広報物名	数量	設置場所
1	横断幕（県作成物）	2枚	下妻市役所本庁舎南側駐車場、千代川庁舎
2	のぼり（県作成物）	20枚	同上
3	バナースタンド（県作成物）	1基	イオンモール下妻店
4	公用車貼付用マグネット	200枚	下妻市公用車80台
5	横断幕（市作成物）	2枚	国道125号小野子歩道橋

(4) メディアによる広報

広報メディア	内容	発行月・HP 更新日
市広報紙	カウントダウンバナー広告	4, 6, 8月
	・1年前特集「ボランティア参加者インタビュー」、「下妻二高小島監督インタビュー」 ・リハーサル大会売店募集、前回大会思い出（剣道競技役員参加）、前回大会思い出募集	5月
	・リハーサル大会特集「リハーサル大会の応援に行こう!」、「大会概要・組み合わせ」、「茨城県代表選手・監督紹介」、「大会見どころ・解説ソフトボールとは」、「競技補助員インタビュー」、「応援ペットボトル作ったよ! 小学校国体応援取り組み紹介」、「のぼり旗協賛募集」	7月
	・リハーサル大会開催特集「高校生たちが福井国体を目指し熱戦を繰り広げる」、「茨城県代表ダイジェスト」	9月
	・国体クリーンアップ大作戦! スポーツ少年団奉仕作業紹介 ・運動会で国体ダンスPR! 市内小学校国体ダンス取り組み紹介	10月
	・45年前にタイムスリップ! 前回大会思い出紹介（開会・閉会式合唱団参加）	11月

	・茨城県高等学校ソフトボール新人大会男女アベック優勝報告、男女キャプテン・監督インタビュー	12月
	・国体のぼり旗応援団ぞくぞくと！国体のぼり旗協力紹介、のぼり旗協賛募集	1月
	・45年前にタイムスリップ！前回大会思い出紹介(卓球競技コーチ)	2月
	・花とふれあいまつり・鬼怒川流域交流Eポート大会創生記インタビュー	3月
お知らせ版	カウントダウンバナー広告	9, 10, 11, 12, 1, 2, 3月
	～いきいき茨城ゆめ国体花いっぱい運動～『花の応援団』大募集！国体花いっぱい運動（コキアの種配布）コキア モア MORE プロジェクト、国体花の応援団立て札配布	4月
	「昭和49年茨城国体（水と緑のまごころ国体）」思い出募集	10月
	ビックカメラ女子ソフトボール高崎・ソフトボール教室参加者募集、いきいき茨城ゆめ国体 下妻市事務局“facebook” 随時更新中です!! 国体フェイスブック・国体ホームページ周知	1月
	募金で2019茨城国体・全国障害者スポーツ大会に参加しませんか？国体募金のお願い	2月
	茨城国体 県西地区200日前イベント ～みんな de スポーツ in イオンモール下妻～ 開催のお知らせ	3月
	市HP	下妻市HP内・国体特設ページ開設
	国体運営・広報ボランティア募集	6月
	国体リハーサル大会ソフトボール競技・組合せ表	7月13日
	国体リハーサル大会期間中・各試合結果、第1代表、第2代表決定など随時情報発信	8月18日～ 20日
	下妻市スポーツ少年団「国体クリーンアップ運動」開催	9月28日
	国体365日前動画アップ	9月28日
	花いっぱい運動フォトスナップ（市内小中学校育成）アップ	9月28日
	大宝小学校「国体授業」アップ	10月23日
	国体300日前スクープ！世界初、空飛ぶいばラッキーの撮影成功！アップ	12月4日
	新春歩け歩け大会にいばラッキーも参加してきました！アップ	H31年 1月7日
	国体下妻市実行委員会 会議等開催状況・会議資料をアップ	1月7日
	ビックカメラ女子ソフトボール高崎ソフトボール教室開催・金メダリストが熱い指導！アップ	1月27日
	「手作り応援のぼり旗贈呈式」を各校で開催！をアップ	2月～3月
Facebook	平成30年度中、随時記事の掲載を行った。 ・平成30年度掲載記事数 151 ・平成30年度累計閲覧数 113,504	

4 市民協働の活動

(1) 国体ボランティア

No.	団体名	期 日	内 容
1	婦人会	4月15日	役員会、総会、定例会などの機会に、国体のPRと共にボランティア募集を行った。
2	生活学校	4月17日	
3	自治区長連合会	4月19日	
4	ボランティア連絡協議会	4月21日	
5	青少年を育てる下妻市民の会各支部	4月25日～ 5月27日	
6	婦人防火クラブ	5月13日	
7	スポーツ推進委員会	6月22日	
8	味噌作り研究会	7月12日	
9	ボランティア研修会	H31年2月17日	下妻公民館

※ 国体ボランティア登録者数 236 人（平成 31 年 4 月 1 日現在）

(2) 花いっぱい運動・手作り応援のぼり旗作成

No.	事業名	期 日	場 所
1	培養土配布	5月29日～30日	市内各小中学校
2	花苗・手作り応援のぼり旗作成材料配布	7月4日～6日	市内各小中学校、下妻特別支援学校
3	リハーサル大会会場飾花	8月18日～19日	千代川中学校
4	試行飾花	10月9日～11日	4会場
5	手作り応援のぼり旗贈呈式	H31年2月6日～ 3月22日	各校順次開催



試行飾花（砂沼球場）



手作り応援のぼり旗作製（下妻中学校）



手作り応援のぼり旗贈呈式（大形小学校）

(3) 協賛実績（平成 31 年 4 月 1 日現在）

- ・ 物品協賛…………… 2 件
- ・ 施設協賛…………… 11 件（会場周辺の駐車場として）
- ・ 協賛のぼり旗…………… 67 件 588 口
- ・ 寄付金（下妻市へ）… 1 件 10 万円

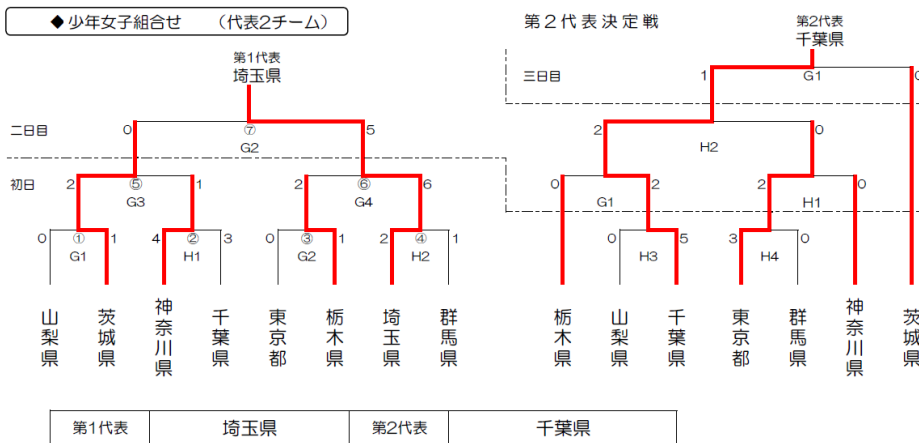
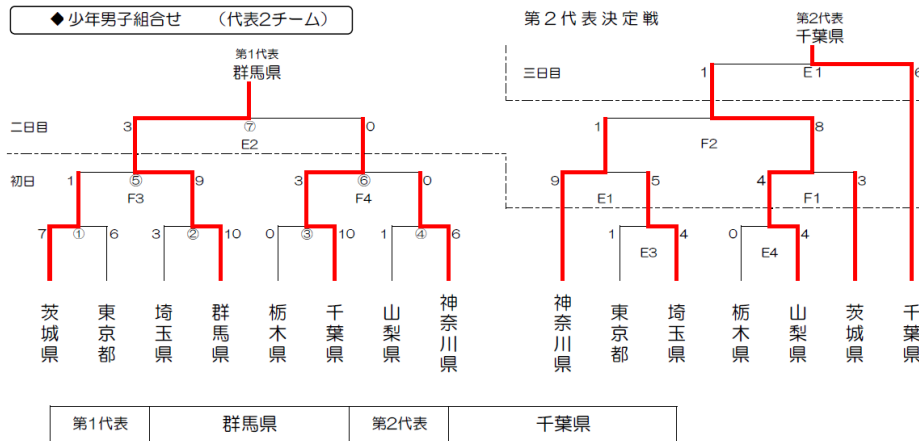
5 いきいき茨城ゆめ国体ソフトボール競技リハーサル大会

- 次ページ以降の報告書を参照

第7 4回国民体育大会ソフトボール競技リハーサル大会の報告及び検証

1. 大会名 第7 3回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技
2. 主催 公益財団法人日本スポーツ協会、茨城県
 関東ブロック各県教育委員会（栃木・千葉・山梨
 群馬県・埼玉県・東京都・神奈川県）
 関東ブロック大会各都県体育（スポーツ）協会
 関東ソフトボール協会
 常陸太田市・下妻市
3. 主管 茨城県教育委員会
 公益財団法人茨城県体育協会
 茨城県ソフトボール協会
 常陸太田市教育委員会・常陸太田市体育協会
 下妻市教育委員会・下妻市体育協会
4. 後援 スポーツ庁
5. 会期 平成30年8月18日（土）～20日（月）
6. 会場 砂沼広域公園野球場（少年男子E）
 下妻市宮柳原球場（少年男子F）
 下妻市立千代川運動公園野球場（少年女子G）
 下妻市立千代川中学校グラウンド（少年女子H）

7. 試合結果



8. 参加人数

(単位:人)

項目	実人数	8月18日(土)					8月19日(日)					8月20日(月)					延人数	備考
		砂沼	柳原	運公	千代中	小計	砂沼	柳原	運公	千代中	小計	砂沼	柳原	運公	千代中	小計		
競技役員 (競技団体関係者)	145	35	33	30	28	126	29	30	27	29	115	27	0	26	0	53	294	
競技補助員 (中高生)	113	16	17	19	17	69	16	18	18	17	69	27	0	20	0	47	185	
競技会係員 (市職員)[a]	144	38	40	42	11	131	36	40	40	11	127	38	0	39	0	77	335	チーム係は各会場均等に配置
事務局員 [b]	9	4	1	3	1	9	4	1	3	1	9	4	0	4	0	8	26	
職員計 [a+b]		42	41	45	12	140	40	41	43	12	136	42	0	43	0	85	361	
競技会補助員 (ボランティア)	93	14	13	24	2	53	10	15	19	2	46	8	0	14	0	22	121	
合計	504	149	145	163	71	528	135	145	150	72	502	146	0	146	0	292	961	

9. 観覧者数

競技会場	種別	席数 (席)	最大観覧者数 (人)		1試合平均観覧者数 (人)		観覧者総数 (人)	備考
			割合	割合				
砂沼球場	少年 男子	162	100	61.7%	73	44.8%	508	3日間、計7試合実施
柳原球場		324	156	48.1%	115	35.5%	691	2日間、計6試合実施 茨城県代表の試合会場
千代川運動公園	少年 女子	216	210	97.2%	169	78.4%	1,185	3日間、計7試合実施 茨城県代表の試合会場
千代川中学校		216	164	75.9%	112	51.9%	672	2日間、計6試合実施
4会場合計							3,056	

10. 駐車台数

(単位:台)

	駐車可能 台数 (乗用車)	8月18日(土)			8月19日(日)			8月20日(月)			
		乗用車		バス	乗用車		バス	乗用車		バス	
		駐車台数	利用率		駐車台数	利用率		駐車台数	利用率		
砂沼 球場	球場内	74	67	90.5%	4	64	86.5%	4	48	64.9%	2
	木村自動車	40	27	67.5%	0	39	97.5%	0	0	0.0%	0
	クミアイガス	60	0	0.0%	0	3	5.0%	3	0	0.0%	0
柳原 球場	球場南側	95	71	74.7%	0	70	73.7%	0	-	-	-
	テニスコート側	26	21	80.8%	6	18	69.2%	3	-	-	-
	球場西側	15	22	146.7%	0	9	60.0%	0	-	-	-
千代川 会場	千代川中学校	90	92	102.2%	11	95	105.6%	7	84	93.3%	4
	千代川運動公園	130	130	100.0%	0	130	100.0%	0	41	31.5%	0
	千代川庁舎・公民館	139	77	55.4%	7	20	14.4%	0	20	14.4%	0
	旧千代川中学校	400	1	0.3%	0	0	0.0%	0	17	4.3%	0

(2時間ごとに駐車台数を計測。表中の数値は各日の最大値)

11. シャトルバス乗車人数

乗車場所	8月18日(土)	8月19日(日)	8月20日(月)	計
イオンモール下妻店	87人	7人	-	94人

12. 医療救護 会場内に保健師を配置(競技会係員含む)

救護所利用者数	8月18日(土)	8月19日(日)	8月20日(月)	計
傷病者	2人	1人	1人	4人
救急搬送	0人	0人	0人	0人

13. 売店出店者数

砂沼球場及び千代川会場に各1店舗

14. 弁 当 (1) 大会役員・競技役員・競技補助員・競技会係員・競技会補助員
→弁当調製施設の選定及び弁当引換所で弁当を配布
弁当引換所を設置し、弁当引換券により定めた時間帯で引換を対応
(2) 選手・監督
→関東ブロック大会実行委員会(茨城県)が旅行者(JTB)に委託

15. 宿 泊 (1) 大会役員・競技役員
→直接手配により、ビアスパークしもつまに宿泊
(2) 選手・監督
→関東ブロック大会実行委員会(茨城県)が旅行者(JTB)に委託

《大会結果の考察》

この国体競技別リハーサル大会(第73回国民体育大会関東医ブロック大会ソフトボール競技会)では、天気にも恵まれ、心配されていた暑さも大会期間中は和らいだ中で、競技を行うことができた。雨天時の準備は今回のリハーサル大会でも行っていたが、来年の本国体でも、雨天時の対策を事前に十分取って臨みたい。

競技運営・大会運営・仮設物の設置箇所などについて、様々な課題を見つけることができた。柳原球場のおもてなしコーナー及び各球場内のテント等の仮設物の配置については再検討が必要である。また、競技会係員(市職員)、競技役員及びボランティア等を含めた全体的な人員配置についても、再検討して本国体に臨みたい。

輸送交通については、駐車場については各会場とも概ね余裕があった。しかし、本大会においては出場チームが増え、応援に訪れる観覧者も増えることが予想されるため、駐車場が不足しないよう対策をとる必要がある。

柳原球場においては、一般観覧者はイオンモール下妻に駐車し、シャトルバスで輸送する計画であったが、自家用車で来場する方が多かった。幸い駐車場に余裕があったため駐車させることができたが、事前の広報や案内誘導看板の設置に課題が残った。本大会では、砂沼球場及び千代川会場においても、パーク&バスライドによるシャトルバス輸送を行う予定であり、課題を踏まえた対策が必要である。

柳原球場－イオンモール下妻間のシャトルバスは利用が少なかった。本大会では、各会場でシャトルバス輸送を行う予定であるため、限られた台数のバスを効率的に運行する必要がある。

医療救護については、救急搬送を要する傷病者はいなかった。救護所と医療機関等の連絡体制について確認したうえ本国体に臨みたい。

消防防災については、売店において発電機を使用する際の届出など、事前に適切に対応できた。本国体においても同様に対応し、会場における消防署員との連絡・連携体制について確認したうえで臨みたい。

警備については、千代川会場において盗撮が疑われる行動を取っている者を競技会係員が発見したものの、確証がないため対応できなかったという報告があった。このようなケースにおける対応について、ボランティアを含めたスタッフ全員に周知しておく必要がある。また、本国体において皇族の行幸啓・お成りの対象となった場合は、関係機関と連携のうえ、警備について十分に対策をとる必要がある。

会場設営期間中の夜間警備及び会場入口付近の交通誘導については、警備員を配置して対応した。内訳は、交通誘導のために3人（砂沼球場2人・柳原球場1人）、夜間警備のために4人（各競技会場1人ずつ）を配置した。本国体においてはシャトルバスの運行が各会場で行われる予定であり、また、参加チーム数もリハーサル大会よりも増えるため、会場へのバスの出入りが増える見込みである。適切な人数の警備員を配置して臨みたい。

県協会及び市連盟、並びに多くの市民ボランティアや中高生の協力を得て、リハーサル大会を終えることができた。

今回のリハーサル大会の課題への対策を図り、少しでも多くの方々がソフトボールに興味をもち試合観戦に来るよう様々なPRを行い、競技運営だけではなく来市された方々にたくさんのおもてなしができるよう計画を進めていきたい。

【競技会場内 参考写真】



競技補助員（中高生）



競技会補助員（ボランティア） 弁当係



競技会補助員（ボランティア） 環境美化係



市内児童が作成した応援グッズを手に観戦する観客



式典（開始式）



式典（通過認定証授与式）



競技の様子（少年男子・柳原球場）



競技の様子（少年女子・千代川運動公園）

平成30年度収支決算

I 収入

(単位:円)

科目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b) - (a)	説明
1 負担金	49,782,000	49,782,000	0	下妻市負担金
2 繰越金	709,657	709,657	0	前年度より
3 雑収入	100,343	594,243	493,900	協賛、利息
合計	50,592,000	51,085,900	493,900	

II 支出

(単位:円)

科目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b) - (a)	説明
1 総務費	639,000	562,926	△76,074	
1 会議費	90,000	54,038	△35,962	総会、常任委員会、専門委員会開催経費等
2 事務局費	549,000	508,888	△40,112	事務局運営費等
2 開催推進費	4,679,000	3,443,109	△1,235,891	
1 開催準備費	1,356,000	478,520	△877,480	調査研究費等
2 広報啓発費	3,323,000	2,964,589	△358,411	国体PR活動経費
3 リハーサル大会運営費	45,199,000	30,999,905	△14,199,095	
1 リハーサル大会運営費	45,199,000	30,999,905	△14,199,095	会場設営委託等
4 予備費	75,000	0	△75,000	
1 予備費	75,000	0	△75,000	
合計	50,592,000	35,005,940	△15,586,060	

収入合計 51,085,900円 - 支出合計 35,005,940円 = 16,079,960円 (平成31年度へ繰越)

平成31年度事業計画（案）

1 会議等の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 庁内実施本部会議

2 準備業務の推進及び競技会の実施

【競技会】

- ・ソフトボール 2019年9月29日（日）～10月1日（火）
- ・Eボート 2019年5月19日（日）※予備日 5月26日（日）

【準備業務】

(1) 総務企画

第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画の進行管理
第74回国民体育大会下妻市開催競技の広報・啓発活動
大会予算執行・決算
大会報告書作成
競技会記録写真撮影
市民運動実施・展開
ボランティア活動推進・展開
文化プログラム事業実施
会場・市内装飾実施
案内所・休憩所設置
売店設置
観光ガイドブック作成・配布

(2) 競技式典

競技施設の整備
競技備品の整備
本大会実施要項策定
本大会プログラム策定
競技役員等の委嘱
式典開催
行幸啓対応
大会競技会場仮設施設設置
炬火イベント実施

- (3) 宿泊衛生
 - 大会配宿
 - 弁当調達
 - 救護本部設置
 - 感染症予防啓発
 - 食品衛生講習会開催
- (4) 輸送交通
 - 輸送交通業務実施計画策定
 - 輸送交通本部設置
 - 警備・消防防災業務実施計画策定
 - 警備・消防防災本部設置

3 関係機関及び競技団体との連絡調整

- (1) 茨城県との連絡調整
 - 県各種調査に対する回答書の作成
 - 県関係課との連絡調整
- (2) 競技団体との連絡調整
 - 日本ソフトボール協会、茨城県ソフトボール協会、下妻市ソフトボール連盟との連絡調整
 - 鬼怒川流域交流Eボート大会実行委員会との連絡調整
- (3) ソフトボール共催市との連絡調整
 - 常陸太田市（成年男女開催）との連絡調整

4 後催都市に対する事業概要説明会の開催

- (1) 第74回国民体育大会茨城国体事業概要説明会の開催（2019年12月）

I 収入 (単位:円)

科目	本年度予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差額 (a) - (b)	説明
1 負担金	111,523,000	49,782,000	61,741,000	下妻市負担金
2 繰越金	16,079,960	709,657	15,370,303	前年度より
3 雑収入	200,040	100,343	99,697	協賛、利息等
合計	127,803,000	50,592,000	77,211,000	

II 支出 (単位:円)

科目	本年度予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差額 (a) - (b)	説明
1 総務費	1,242,000	639,000	603,000	
1 会議費	703,000	90,000	613,000	総会、常任委員会、事業概要説明会開催経費等
2 事務局費	539,000	549,000	△10,000	事務局運営費等
2 開催推進費	909,000	4,679,000	△3,770,000	
1 開催準備費	44,000	1,356,000	△1,312,000	抽選会経費等
2 広報啓発費	865,000	3,323,000	△2,458,000	国体PR活動経費
3 正式競技運営費	124,459,000	45,199,000	79,260,000	
1 ソフトボール競技会運営費	124,459,000	45,199,000	79,260,000	会場設営委託等
4 デモンストラシ ョンスポーツ運営 費	1,093,000	0	皆増	
1 Eボート競技 会運営費	1,093,000	0	皆増	会場設営委託 等
5 予備費	100,000	75,000	25,000	
1 予備費	100,000	75,000	25,000	
合計	127,803,000	50,592,000	77,211,000	

※「3 正式競技運営費」は前年度「リハーサル大会運営費」として計上

第74回国民体育大会下妻市実行委員会

第2回常任委員会

参 考 資 料

平成 29 年 5 月 16 日
準備委員会第 3 回総会決定

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、第 7 4 回国民体育大会（以下「大会」という。）において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体その他の関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 市職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 30 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、下妻市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関する事。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。
- 8 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、前2項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 11 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。
(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を大会主管課内に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 (平成28年2月25日総会議決)

この会則は、平成28年2月25日から施行する。

付 則

- 1 この会則は、平成29年5月16日から施行する。
- 2 この会則の施行日前に、現に第74回国民体育大会下妻市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、この会則の規定により委嘱されたものとみなす。

平成 29 年 5 月 16 日
準備委員会第 3 回総会決定

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則（平成 28 年 2 月 25 日決定）第 13 条第 4 項の規定に基づき、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第 2 条 専門委員会の名称及び第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 29 年 2 月 7 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 5 月 16 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 競技用具・施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。

平成 29 年 2 月 7 日
準備委員会第 2 回常任委員会決定

第 7 4 回国民体育大会下妻市開催推進総合計画

1 趣旨

第 7 4 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」（以下「茨城国体」という。）の開催に向け、市民の総力を結集し、心からのおもてなしで下妻市ならではの個性と魅力ある大会の実現に努めるとともに、市民と行政の協働を推進し、新たな活力とにぎわいを創出する大会を目指すため、第 7 4 回国民体育大会下妻市基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

2 主要項目

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と連携し、茨城国体下妻市ソフトボール競技会を成功させるとともに、本大会を一過性のものとせず、将来のまちづくりにつながるものとするため、本計画を基に主要項目ごとの詳細な実施計画を策定し、施策を推進する。

- ・総合計画進行管理
- ・年次計画進行管理

(2) 財務

県等との相互協力のもと、簡素な中にも実りある国体を目指し、適切で効率的な財務運営を行う。また、国体事業推進に向けて様々な協賛を募り、市民総参加による大会とする。

- ・国体開催経費予算編成
- ・リハーサル大会開催経費予算編成
- ・国体事業への協賛推進

(3) 広報

茨城国体に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、下妻市を訪れる方々をはじめ、全国に歴史・伝統・文化・自然・食など下妻市の魅力を発信する。また、国体開催の成果を永く記録に留めるため、大会記録報告書等を編纂する。

- ・広報展開(印刷物・メディア・啓発イベント・工作物等)
- ・大会記録報告書の編纂

(4) 市民協働

市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げ、市民一人ひとりが活躍する大会とする。また、国体開催の意義を広めるとともに、茨城国体の経験をその後の市民協働によるまちづくりにつなげる。

- ・運営ボランティアの募集及び活動推進
- ・歓迎市民運動(花いっぱい運動、手づくりのぼり旗の作製等)の推進
- ・文化プログラムの開催
- ・環境美化活動の実施

(5) 歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、下妻市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本市の観光、芸術・文化、産業等を広く紹介する。また、下妻駅・道の駅しもつま等への国体案内所の設置や、競技会場内における休憩所・売店の整備、観光ガイドブックの作成等を通じ、もう一度訪れていただける心のこもったおもてなしに努める。

- ・歓迎装飾の実施
- ・案内所、休憩所、売店の設置
- ・観光ガイドブック等の作成

(6) 競技運営

県等と緊密な連携を図りながら、参加選手が日頃の練習の成果を十分に発揮できるよう、競技に必要な諸条件を整備し、競技会の準備・運営に万全を期す。

- ・競技運営
- ・競技役員等の編成
- ・競技記録の集計、速報
- ・リハーサル大会の開催

(7) 式典

可能な限り簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、温かみのある運営に努める。

- ・表彰式の実施
- ・炬火イベントの開催

(8) 競技用具及び施設

競技会の実施に必要な用具等の調達については、県等と十分協議し、遅滞のない、過不足のない整備を行う。さらに、競技施設については、既存施設の有効活用に努めながら、必要な施設の整備を図る。

- ・大会に使用する競技用具の整備
- ・競技施設の整備(看板、仮設スタンド、案内所などの臨時施設を含む)

(9) 宿泊

宿泊施設その他関係機関との連携により、地場産品を使用した食事や心地よい宿舎の提供など、十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

- ・ 監督・選手及び役員等の配宿
- ・ 郷土色豊かな食事の提供

(10) 医事・衛生

茨城国体にかかわる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関その他関係機関との連携を強化する。さらに、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

- ・ 食品衛生対策
- ・ 環境衛生対策
- ・ 防疫対策
- ・ 医療救護体制の確立

(11) 輸送・交通

下妻市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送・交通体制の確立を図る。あわせて、交通混雑の緩和と環境への負担軽減のためにも公共交通機関の利用を促進し、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制の確立を図る。

- ・ 輸送対策
- ・ 交通対策(駐車場確保を含む)
- ・ 交通安全対策

(12) 警備・消防防災

競技会場その他大会関係施設における安全面の確保や事故等の防止、大規模災害等の非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関と連携を密にしながら、警備・消防防災体制の確立を図る。

- ・ 警備対策
- ・ 消防防災対策
- ・ 大規模災害等の対策

第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画 年次計画 (H31. 4. 1修正)

年度	平成28年度 (3年前)	平成29年度 (2年前)	平成30年度 (1年前)	平成31年度 (開催年)
開催地	岩手県	愛媛県	福井県	茨城県
主要行事	生涯学習課団体推進室設置 茨城団体開催決定 競技会期決定 日体協・文科省総合視察		団体リハーサル大会開催(8月) 中央競技団体視察	第74回国民体育大会開催
準備組織	準備委員会 総会 常任委員会 専門委員会	実行委員会 総会		
総務企画	開催推進総合計画・年次計画 通行管理			
財務	リハーサル大会経費調査 本大会開催経費調査	協賛取込要項 リハーサル大会予算編成	リハーサル大会予算執行・決算 本大会開催経費予算編成	本大会予算執行・決算
広報	広報啓発活動	広報記録実施要項 大会報告書作成方針検討・決定		大会報告書作成(リハーサル大会含む)
市民協働		市民運動推進要項 ボランティア募集要項	市民運動実施・展開 ボランティア活動推進・展開	文化プログラム事業 文化プログラム事業
歓迎・接件		売店設置要項 売店募集要項 観光ガイドブック検討	会場・市内接納実施 リハーサル大会案内所・休憩所設置 リハーサル大会売店設置	本大会案内所・休憩所設置 本大会売店設置

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」開催

年度	平成28年度 (3年前)	平成29年度 (2年前)	平成30年度 (1年前)	平成31年度 (開催年)
競技運営	競技別日種決定	リハーサル大会開催要項 リハーサル大会プログラム デモンストレーション・スポーツ実施要項	競技会場管理運営規程 本大会実施要項 リハーサル大会プログラム 本大会プログラム	
		式典基本計画	競技役員等編成決定 リハーサル大会式典	競技役員等の委嘱 本大会式典
	式典関係		行幸略 対応検討	炬火イベント 行幸略対応
	競技施設整備	競技施設整備基本計画 リハーサル大会・本大会競技会場設計 競技会場設計業務要項事項聴取	競技施設整備要項 リハーサル大会競技会場 仮設施設設置 本大会競技会場設計修正	本大会競技会場 仮設施設設置
宿泊衛生関係		弁当調達要項 弁当調整施設選定基準 医療救護実施要項 防疫対策実施要項 食品衛生対策実施要項 環境衛生対策実施要項	弁当調整施設選考 リハーサル大会配宿 リハーサル大会弁当調達	宿泊本部設置 本大会弁当調達 救護本部・救護所設置
	医事・衛生		医療救護実施要項 防疫対策実施要項 食品衛生対策実施要項 環境衛生対策実施要項	
	輸送・交通	輸送交通業務実施要項	輸送計画 リハーサル輸送	輸送交通本部設置
輸送交通関係		警備・消防防災業務実施要項	警備員配置計画 リハーサル大会警備消防防災本部設置	警備消防防災本部設置

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」開催

：事業・イベント、その他

：要項、要領、マニュアル等

：総合計画、基本計画、実施計画等

第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、下妻市において開催される第74回国民体育大会（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の便宜を図るとともに、物産品等の展示販売等を行うため、売店の設置運営に関して、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は、原則として各競技会場に設置する。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会場の競技開始日から最終日までとする。ただし、第74回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 開設時間

売店の開設時間は、別に定める。

5 出店数、出店位置及び規模

出店数、出店位置及び規模は、実行委員会が各競技会場等の状況等を勘案して決定する。

6 経費の負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費相当分として、実行委員会が別に定める出店料を負担する。ただし、実行委員会が特に認めた者は、この限りでない。
- (3) 既納の出店料は還付しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会のマスコット「いばラッキー」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本体育協会又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会の使用承認を受けているもの

(2) スポーツ用品

(3) 観光物産品

(4) 飲食物

(5) 宅配便

(6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認めたもの

8 出店者条件

売店の出店者は、原則として(1)及び(2)のいずれにも該当するもので、実行委員会が適当と認めた者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ・ 申請時に1年以上下妻市内に店舗を有して営業を継続している者
- ・ 過去の国体において出店実績がある者
- ・ 国体関連グッズ、観光物産品又は飲食物に係る関係団体等
- ・ 前3に掲げるもののほか、実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のすべてに該当する者

- ・ 競技開催期間中、継続して出店することができること。
- ・ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ・ 法令等に違反して、過去1年間処分を受けていないこと。
- ・ 飲食物販売の出店者については、過去1年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。
- ・ 出店申請書の提出日時点において租税の滞納がないこと。
- ・ 下妻市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に規定する暴力団員等でないこと。また、販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

9 運営設備等

売店の運営に必要な設備等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食品を取り扱う売店については、食品衛生関係法令の基準に従い、陳列保管又は冷蔵設備があり、容器包装等により汚染防止の措置を講ずること。
- (2) 商品が見やすいように、売店の規模に応じた陳列設備を設けること。
- (3) その他関係法令等に適合していること。

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、出店申請書（様式第1号）に関係書類（様式第2号から第4号まで）を添付し、実行委員会に提出するものとする。

11 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をした者を優先して選定することができる。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 社会福祉施設又は社会福祉法人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

12 保健所への手続き

食品を販売する出店者については、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所に必要な営業許可申請又は届出を行わなければならない。

13 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選考した者に対し、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第5号）を交付するものとする。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

1 5 売店責任者

- (1) 出店者は、販売員等の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、売店の管理運営に当たらなければならない。
- (3) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、販売員等の指導に努めなければならない。

1 6 禁止事項

出店者及び販売員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立売り、呼込み販売をすること。
- (4) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (5) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (7) 火器を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

1 7 遵守事項

出店者及び販売員等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出、処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とすること。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、紙容器、空き瓶、空き缶、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。

- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 服装は、清潔なものを着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時等の対応

売店において、事件若しくは事故が発生したときは、売店責任者は、速やかに初期対応するとともに、直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見した時には、売店責任者は、直ちに売店監督員又は実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取消することができる。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

21 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を撤去し、原状回復をした後、売店監督員の検査を受けなければならない。

2 2 損害賠償

出店者又は販売員等は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

2 3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付則

この要項は平成30年4月23日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

第74回国民体育大会下妻市実行委員会
会長 様

住 所 _____

商号又は名称 _____

(ふりがな)
代表者氏名 _____ 印

電話番号 _____

出 店 申 請 書

いきいき茨城ゆめ国体において、下妻市実行委員会が運営する会場内に、売店を出店したいので、第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項第10項の規定に基づき申請します。

1 希望内容

希望 順位	出店会場名	出店ブース数	出店日	備考
1		ブース		
2		ブース		
3		ブース		
4		ブース		
5		ブース		

2 添付書類

- ① 出店概要書 (様式第2号)
- ② 売店従事者及び搬入車両予定表 (様式第3号)
- ③ 誓約書兼承諾書 (様式第4号)
- ④ 営業に関する許可書等の写し (第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項第8項第2号2)
- ⑤ 申請者の本人確認書類 (免許証、パスポートの写しなど顔写真付のもの)

※法人格を有する団体の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本でも可とする。

※標記の申請に際してご記入及びご提出いただいた個人情報、いきいき茨城ゆめ国体における下妻市競技会場の売店に関する事務以外には一切使用しません。

(様式第2号)

出店概要書

商号又は名称				
代表者氏名				
代表者生年月日	年 月 日生			
所在地	〒			
連絡先	【電話】	【FAX】		
出店担当者	【電話】			
業種				
主要取扱品目	国体関連グッズ・スポーツ用品・観光物産品 飲食物・宅配便・その他			
出店実績				
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等処分歴の有無	有 無	過去1年間食中毒発生事故歴の有無	有 無	
販売品目価格等一覧				
No.	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※不足する場合には、別紙に追加してください。

※営業に関して取得した許可等がある場合は、許可書等の写しを添付してください。

(様式第3号)

売店従事者及び搬入車両予定表

(商号又は名称

)

1 従事者名簿

従事日	会場名	売店責任者	販売員	販売員	販売員
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別

※ 売店責任者及び販売員にはふりがなを記入してください。

※ 売店責任者及び販売員の本人確認書類(免許証、パスポートの写しなど顔写真付のもの)を添付してください。

2 車両予定表

会場	車両の種類	車両ナンバー	備考

(注) 車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

駐車車両、搬入搬出用車両の別を備考欄に記入してください。

駐車車両は原則1台とします。

(様式第4号)

年 月 日

第74回国民体育大会下妻市実行委員会
会長 様

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ 印

誓約書兼承諾書

いきいき茨城ゆめ国体における下妻市競技会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、第74回国民体育大会国体下妻市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 租税に一切の滞納はありません。
- 2 下妻市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に規定する暴力団員等ではありません。
- 3 販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していません。

(連絡担当者)

担当者所属 : _____

担当者氏名 : _____

電話番号 : _____

F A X : _____

E - m a i l : _____

(様式第5号)

年 第 号
月 月 日

様

第74回国民体育大会国体下妻市実行委員会
会 長

売店出店許可証

年 月 日付で申請のありましたいきいき茨城ゆめ国体における下妻市実行委員会が運営する会場内での売店出店について、下記のとおり許可します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
出店許可会場	
出店許可期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
出店許可品目	
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の出店に関しては、関係法令等及びいきいき茨城ゆめ国体下妻市売店設置運営要項を遵守すること。

平成30年4月23日
 実行委員会第1回常任委員会決定

第74回国民体育大会下妻市売店募集要領

1 目的

第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項に基づき、大会参加者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、下妻市物産品や国体関連グッズ等の展示販売等を行うため、売店を募集する。

2 対象となる競技会場及び日程

会 場	日 程
砂沼球場	2019年9月29日(日)～10月1日(火)
柳原球場	
千代川運動公園野球場	
千代川中学校グラウンド	

※出店位置は、実行委員会が現地の状況等を勘案して決定する。

3 開設時間

原則として、開設開始は競技開始より1時間前から、開設終了は競技終了より30分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 会場設備

実行委員会が売店を設営する場所の1ブースあたりの設備等は、次のとおりとする。その他に必要な設備等がある場合は、実行委員会に報告の上、各出店者が準備する。

- (1) テント（2間×3間）1張
- (2) 長机（45cm×180cm）6台
- (3) 椅子（パイプ椅子）4脚
- (4) 上記の備品以外に必要な物は、出店者が用意してください。

※ 1出店者が2ブース以上又は1/2ブースでの利用を希望する場合は、実行委員会が出店状況を勘案して調整する。また、出店数は各会場で異なるので、実行委員会に確認する。

5 出店料

1 ブース（2間×3間）1日あたりの出店料は、市内業者が3,000円、市外業者が5,000円とする。

※ 納付された出店料は特別の場合を除き還付しない。

※ 行政関係等、県内の福祉施設、実行委員会が特に認めた場合は出店料を免除とする。

6 販売品目

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会のマスコット「いばラッキー」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本体育協会又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会の使用承認を受けているもの

(2) スポーツ用品

(3) 観光物産品

下妻市の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工品、地酒、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

(4) 飲食物

① 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

② 現地調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設においてカット等の下処理されたものを提供直前に加熱処理するものであること。

(5) 宅配便

(6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認めたもの

7 出店者基準及び条件

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者で、実行委員会が適当と認めた者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ・ 申請時に1年以上下妻市内に店舗を有して営業を継続している者
- ・ 過去の国体において出店実績がある者
- ・ 国体関連グッズ、観光物産品又は飲食物に係る関係団体等

- ・ 前3号に掲げるもののほか、実行委員会が認めた者
- (2) 次の条件のすべてに該当する者
- ・ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
 - ・ 法令等に違反して、過去1年間処分を受けていないこと。
 - ・ 飲食物販売の出店者については、過去1年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。
 - ・ 出店申請書の提出日時点において租税の滞納がないこと。
 - ・ 下妻市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に規定する暴力団員等でないこと。また、販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

8 出店者の選定

実行委員会において、第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項に基づいて審査する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をした者を優先して選定することができる。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 社会福祉施設又は社会福祉法人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

9 提出書類

- (1) 出店申請書（様式第1号）
- (2) 出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者及び搬入車両予定表（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

10 応募方法

出店希望者は、所定の申請書（様式第1号～様式第4号）に必要事項を記入、押印の上、本人確認書類を添付して、平成31年 月 日（ ）までに実行委員会事務局へ提出すること。※郵送の場合は、平成31年 月 日（ ）必着とする。

11 その他

- (1) 実行委員会が選定した者に対しては、 頃に決定通知書を送付します。また、

頃に説明会を開催し、売店出店許可証（様式第5号）を交付します。

- (2) 売店出店に係る禁止事項、遵守事項、管理運営等は、「第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項」を確認してください。
- (3) 原則、1出店者につき駐車場1台分を用意しますが、会場から距離がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 出店者は、天候不良（自然災害を含む）など実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできません。
- (5) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補てんや補償を実行委員会に請求することはできません。
- (6) この要項に定めのない事項については、関係団体等と協議の上、実行委員会が定めるものとします。

付則

この要領は、平成30年4月23日から施行する。

平成29年4月17日
準備委員会第3回常任委員会決定

第74回国民体育大会下妻市輸送交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第74回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

第74回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、所轄警察署及び関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の内容

(1) 輸送対象者

輸送対象者は、次に掲げる者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技補助員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、実行委員会が必要と認めた者

※上記、オ及びカを除いたものを以下「大会参加者」という。

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は原則として、公式練習日を含む競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は延長する。

(3) 輸送交通業務の範囲等

ア 大会参加者の輸送範囲

- a 市が指定する乗降駅から宿泊までの間のうち、実行委員会が必要と認めるもの。
- b 総合開会式参加者（ア選手・監督及びイ競技役員）に係る宿泊から県実行委員会が設定する指定集合地までの間。なお、指定集合地において輸送業務を県実行委員会に引き継ぐものとする。
- c 競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、その他大会関連諸行事の会場等の相互間。

イ 一般観覧者の輸送範囲

- a 競技会場、市が指定する乗降駅、遠隔地にある指定駐車場の相互間。

ウ 輸送方法

- a 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

4 輸送力の確保

(1) 臨時バスの運行等

実行委員会は、必要と認められる場合に、関係機関・団体に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

(2) 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関・団体等の協力を得て、必要台数を実行委員会が確保する。

(3) 予備車の確保

実行委員会は、大会開催期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

5 輸送業務の内容

(1) 輸送計画の策定

実行委員会は、関係機関・団体の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

(2) 指定集合地の設定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体と協議のうえ指定集合地を設定する。

(3) 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体と協議のうえ輸送経路を設定する。

(4) 輸送案内

実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿舍及び競技会場等への誘導案内を行う。

(5) 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿によって下妻市以外に所在するホテル等を宿舍として利用する選手・監督及び競技役員等の輸送を必要に応じて実施する。

(6) 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の輸送は、関係会場地実行委員会と協議のうえ必要に応じて実施する。

(7) 一般観覧者の輸送

実行委員会は、一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため関係機関・団体の協力を得て、必要な措置を講じる。

6 交通業務の内容

(1) 交通規制

実行委員会は、競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

(2) 案内・誘導

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等の案内・誘導看板等を設置する。

(3) 交通整理

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者の運行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

(4) 路上駐車防止

実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、競技会場周辺の巡回等必要な措置を講じる。

(5) 指定駐車場の確保及び開設

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体の協力を得て、競技会場、練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

(6) 指定駐車場の管理及び運営

実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

(7) 駐車許可証の交付

実行委員会は、特に利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

(8) 交通環境整備

実行委員会は、大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、大会参加者及び一般観覧者に対し、公共交通機関の利用推進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

(9) 道路機能の保全

実行委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中、交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺道路における道路工事の抑制等について、関係機関へ協力を求める。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) ソフトボール競技のリハーサル大会における輸送交通業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

平成29年4月17日
準備委員会第3回常任委員会決定

第74回国民体育大会下妻市警備・消防防災業務実施要項

1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第74回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における警備・消防防災業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 警備業務

(1) 基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会開催前業務内容

- a 警備計画の作成に関する事。
- b 警備体制の整備・確立に関する事。
- c 実地踏査の実施に関する事。
- d 通信体制の整備・確立に関する事。
- e 業務に携わる警備員及び係員の確保と事前教育の実施に関する事。
- f 施設・構造物の安全対策の推進に関する事。
- g 関係機関との連絡協力体制の確立に関する事。
- h その他必要な警備業務に関する事。

イ 大会期間中業務内容

- a 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関する事。
- b 雑踏事故、その他の事件・事故の防止に関する事。
- c 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関する事。
- d 選手・監督、役員、視察員、報道関係者その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関する事。
- e 大会関連施設における避難通路の確保に関する事。
- f 迷子、遺失物等への対応に関する事。
- g その他必要な警備業務に関する事。

3 消防防災業務

(1) 基本的事項

消防法等関係法令を遵守するとともに、下妻市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項に基づき、競技会場、練習会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）及び宿泊施設の消防防災に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会開催前業務内容

- a 大会関連施設における消防防災体制の確立に関すること。
- b 大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関すること。
- c 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- d 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関すること。
- e 大会関連施設での避難訓練に関すること。
- f 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関すること。
- g その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会開催期間中業務内容

- a 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
- b 大会関連施設の救急救助に関すること。
- c 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。
- d その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、関連機関及び宿泊市町村と調整し実施する。

(4) 大規模災害等に係る対策

大会の開催前及び開催期間中において、下妻市災害対策本部が設置された場合は、下妻市の防災関係部局と連携し対応する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) ソフトボール競技のリハーサル大会における消防防災・警備業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

第 7 4 回国民体育大会
下妻市実行委員会常任委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職種別	常任委員会	所属機関・団体・役職名	氏 名
会長	委員長	下妻市長	菊池 博
副会長	副委員長	下妻市議会議長	原部 司
	委員	下妻市副市長	齋藤 章
		下妻市教育長	横瀬 晴夫
		下妻市体育協会会長	井上 暢
		下妻市商工会会長	小林 重隆
		下妻市観光協会会長	木村 進
		下妻市ソフトボール連盟会長	高村 恵多
常任委員	委員	茨城県常総保健所長	本多 めぐみ
		下妻警察署長	富澤 実
		下妻消防署長	外山 繁
		下妻市校長会会長	猪野木 雅明
		茨城県ソフトボール協会理事長	大久保 進司
		茨城県ソフトボール協会事務局長	吉田 陵平
		鬼怒川流域交流Eポート大会実行委員会委員長	飯島 和一
		株式会社ふれあい下妻総務部長	大塚 富美男
		常総ひかり農業協同組合代表理事組合長	塚本 治男
		茨城県ハイヤー・タクシー協会県西支部下妻部会長	黒須 英夫
		真壁医師会下妻支部支部長	中山 公彦
		下妻市自治区長連合会会長	田崎 光男
		下妻市ふるさとづくり推進協議会会長	飯塚 武彦
		前下妻市教育長	青柳 正美
		下妻市市長公室長	大月 義男
		下妻市総務部長	飯塚 誠一
		下妻市市民部長	杉山 照夫
		下妻市保健福祉部長	寺田 武司
		下妻市経済部長	鈴木 伸一
		下妻市建設部長	渡辺 尚
		下妻市議会事務局長	飯村 孝夫
		下妻地方広域事務組合事務局長	平井 英雄

会 長	1名
副 会 長	7名
常任委員	22名
計	30名

第 74 回国民体育大会 いきいき茨城ゆめ国体
下妻市教育委員会 生涯学習課 国体推進室
〒304-8555 下妻市鬼怒 230 番地
T E L 0296-45-8100 (ダイヤルイン)
F A X 0296-43-3519
E-mail kokutai@city.shimotsuma.lg.jp



いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

第74回 国民体育大会下妻市実行委員会



下妻市イメージキャラクター

シモンちゃん